

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大分市長 足立 信也

市町村名 (市町村コード)	大分市 (44201)
地域名 (地域内農業集落名)	大分1・2 (庄ノ原・金谷迫・上八幡・田ノ浦・下八幡・机張原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月10日 (第3回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の基礎データ】

主な作物等：〔庄ノ原・金谷迫・上八幡・下八幡〕ミカン
〔田ノ浦・机張原〕ビワ

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手が減少している。
- ・肥料、農薬等の農業資材が高い。
- ・鳥獣被害（イノシシ・サル等）がある。

〔田ノ浦〕

- ・別府湾に面した山の斜面に農地があり、ビワの栽培に適している。
- ・ビワは「田ノ浦びわ」としてブランド化しており、市の特産品となっている。
加工品（びわ饅頭・びわ茶等）は生産終了しており、再開の見込みはない。
- ・ビワ栽培体験を実施している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ミカン、ビワを中心とした農業を継続する。

〔庄ノ原・金谷迫〕

- ・担い手確保について、地域で後継者づくりに努める組織を立ち上げる。また、市街化区域の近くに位置している立地を生かし、都市住民を呼び込んだ取組を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	122 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	122 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地等とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じ、目標地図に位置付けられた者への集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
集約化を目指し、農地所有者による農地中間管理機構への貸し付けを進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
一部（机張原）で基盤整備事業を実施済である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、市、農業委員会、JA、農地中間管理機構と連携し、相談から定着まで切れ目ない取組を進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑨担い手不足について

市街化区域の近くに位置している立地を生かして都市住民を呼び込んだ取組を検討する。

（例）有償での農業支援（摘果・草刈り・収穫）が行える仕組みの構築

→農家の省力化、就農へのきっかけづくりにつなげる

地域計画の変更にかかる協議

令和7年4月7日

・地域計画に位置付けられた農地8筆について、農業委員会にて非農地決定されたため、地域計画の範囲から除く。

令和7年7月10日

・地域計画に位置付けられた農地2筆について、農業委員会にて非農地決定されたため、地域計画の範囲から除く。

・地域計画に位置付けられた農地1筆について、農用地区域内の農地指定解除に伴い、地域計画の範囲から除く。